

看護の処遇改善に係る特別調査実施の検討について（案）

1. 調査を実施する場合の趣旨

- 看護の処遇改善に係る制度設計の検討に当たっては、NDBによる診療報酬のレセプト情報等を用いることが考えられるが、各医療機関における看護職員の配置状況等についても把握する必要がある。
- これについては、令和2年度病床機能報告により、令和2年7月時点の状況を把握することが可能であるが、今回の処遇改善の検討に当たっては、できる限り直近の医療機関の看護職員数等の状況を踏まえることが考えられ、その場合には、以下のような特別調査の設計が考えられるのではないかと。

2. 調査を実施する場合の対象

- 今回の診療報酬による看護の処遇改善の対象となり得る医療機関を調査対象とする。具体的には、①救急医療管理加算を算定する救急搬送件数 200 台／年以上の医療機関（※）、②三次救急を担う医療機関のいずれかに該当する医療機関。
（※）実際の調査対象については、病床機能報告の活用により、救急搬送件数 200 台／年以上の医療機関とすることが考えられる。

3. 調査を実施する場合の主な内容

- 病床数・人員配置等（令和3年7月1日及び令和4年4月1日時点）
 - ・ 許可病床数、病棟数
 - ・ 病棟・治療室ごとの届出入院料
 - ・ 部門（病棟部門・手術室・外来部門・その他）別の看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）数
- 患者の受入状況等（令和3年度）
 - ・ 年間の在棟患者延べ数
 - ・ 年間の外来患者延べ数
 - ・ 年間の救急搬送件数
- その他
 - ・ 救急医療管理加算の届出有無

4. 調査を実施する場合のスケジュール

- 4月 調査票を分科会及び中医協総会において検討・確定
- 5～6月 調査実施
- 以降 調査結果を元に、分科会及び中医協総会においてデータ分析・検討